

資料 1 (共通)	平成 27 年 3 月 19 日 (木)
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県保健福祉局高齢障害部障害企画課	

平成 27 年度新規事業及び拡充事業等について

平成27年度 新規事業及び拡充事業等

障害企画課 管理班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	療育センター相談支援事業	拡充	障害児が利用すべきサービスの内容及び支給量などを記載した利用計画を作成し、適切にサービスを受けられるよう、児童発達支援センター（療育センター）内の障害児相談支援事業所（ぱれっと）において、障害児相談支援体制を拡充する。	相談支援専門員の増員 3名→5名	平成27年度

平成27年度 新規事業及び拡充事業等

障害企画課 施設支援班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	グループホーム整備等	拡充	<p>障害者の地域移行を促進するため、その生活の拠点となるグループホームを整備する社会福祉法人等に対し工事費等の補助を行う。</p> <p>また、グループホームの防火安全対策を推進するため、既存のグループホームにスプリンクラー等を設置する費用に対する補助を行う。</p>	<p>○拡充内容</p> <p>新築助成 1件</p> <p>スプリンクラー設置 9件</p> <p>自動火災報知設備設置 10件</p>	平成27年度

平成27年度 新規事業及び拡充事業等

障害企画課 地域支援班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	計画相談支援 障害児相談支援への 対応		<p>平成27年4月からは全ての障害福祉サービス等の支給決定に当たり、サービス等利用計画の提出を求めるとされているが、3月末において計画相談支援等の対象となっていない方については、平成27年度限りの暫定的な措置として、「利用プラン」(セルフプラン)により対応する。</p>	<p>本市においては、計画相談事業者等の事業者参入が十分に進んでいないこと等から、すべてのサービス申請者に対して事業者の作成するサービス等利用計画の提出を求めるとした場合、計画の作成・提出ができず、その結果としてサービスの継続利用ができなくなる方が生じる恐れがあります。</p> <p>そのような事態を回避するため、本年3月末時点で計画相談支援の対象者となっていない方については、平成27年度限りの暫定的な措置として、事業者が作成するサービス等利用計画の提出に代えて、簡易なセルフプランである「利用プラン」の提出で、サービスの継続利用ができるようにするものです。</p> <p>なお、「利用プラン」については、利用者の負担を極力抑えるため、氏名欄やサービス時間数等の記載が必要な欄以外は、なるべくチェック欄へのチェックのみで済むよう簡素なものとしています。</p> <p>【計画相談支援等の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の支給決定者 ・標準支給量を上回る障害福祉サービス等利用者 ・居住系サービス及び療養介護の利用者 ・児童発達支援、医療型児童発達支援の利用者 	平成27年4月

平成27年度 新規事業及び拡充事業等

障害者自立支援課 育成班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	発達障害等に関する巡回相談員整備事業	新規	<p>発達障害に関する知識を有する専門員（巡回相談員）が、市内の保育所（園）・幼稚園を訪問し、幼児の保育所等での生活を観察する等により発達障害が疑われる幼児を発見し、施設職員や保護者に対して障害の早期発見・早期対応のための助言を行うとともに、同施設を利用している保護者からの相談に応じる。</p>	<p>①訪問対象施設数（平成26年10月現在） 保育所（園） 131か所 幼稚園 93か所 ※上記224か所のうち、巡回相談員による訪問を希望する施設に対して実施する予定です。</p> <p>②巡回相談員 保育所（園）・幼稚園の職員、また幼児の保護者に対し、発達障害児への対応の助言などを行うことから、発達障害に関する知識を有する方の採用を予定しています。</p>	平成27年度
2	成年後見制度利用支援事業	拡充	<p>知的・精神障害者のうち、判断能力が不十分で成年後見制度の利用が必要である方について、家庭裁判所への後見等開始の審判申立てに係る費用や、後見人報酬の一部を助成することにより、障害者の権利擁護の促進を図る。 （対象は生活保護受給者等）</p>	<p>後見人報酬助成の対象について、平成26年度までは市長申立てに基づいて選任された後見人に対しての報酬のみが対象でしたが、平成27年度からは、親族等で申立て助成を受けた方の後見人報酬についても、新たに助成対象としました。</p> <p>（参考）成年後見人等の報酬の助成上限額 施設入所者 月額 18,000円 その他の者 月額 28,000円</p>	平成27年度

平成27年度 新規事業及び拡充事業等

精神保健福祉課 精神保健福祉班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	(仮称) 千葉県ひきこもり地域支援センター設置運営	新規	ひきこもりの方及び家族からの相談に応じ、適切な助言や家庭訪問などの包括的な支援を行う(仮称)千葉県ひきこもり地域支援センターを設置・運営する。	<ul style="list-style-type: none"> ○設置場所 千葉県こころの健康センター内 (千葉県美浜区高浜 2-1-16) ○対象年齢 原則として18歳以上の方 ○開所日 週5日(月～金)、1日8時間を目標 ○運営形態 委託 ○職員体制 2名(精神保健福祉士等の有資格者) 	平成28年2月開設